

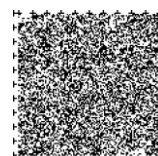
「ひまわり園」  
通所者のみなさんの作品

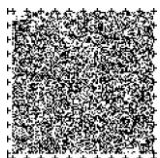


## 計画の推進体制



「リサイクルショップ」  
通所者のみなさんの作品





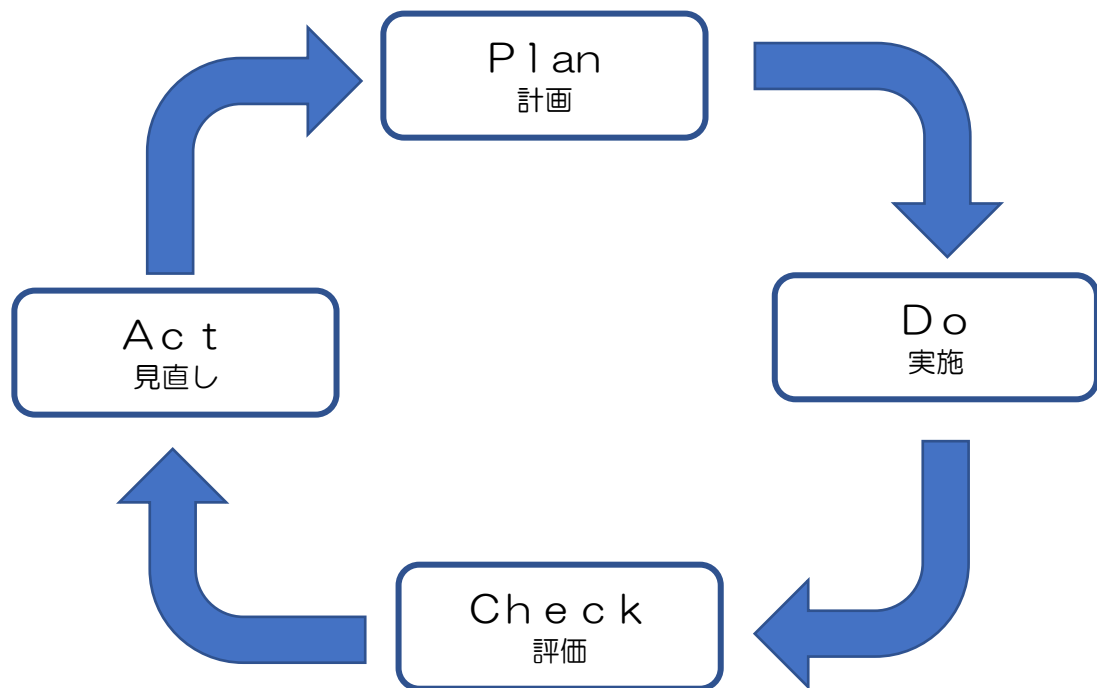
## 第6章 計画の推進体制

障害者計画および障害福祉計画（以下、「計画」という。）を推進するためには、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政のみならず、地域社会のすべての方との連携・協力が必要です。

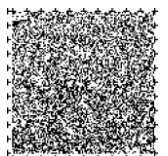
施策と事業が多岐にわたることから、地域全体が積極的に関わることができるよう、計画について広報かすかべや市公式ホームページなどで周知・啓発を行うとともに、障がいのある人に関わる機関や企業、各種団体など広く計画への理解と実施に向けた協力を求める働きかけを行い、市全体で計画を推進していく環境づくりをめざします。

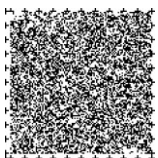
今後、計画の推進に関しては、春日部市障害者計画等審議会において審議いただくとともに、春日部市自立支援協議会と連携し、PDCAサイクルの考え方のもと、年度ごとに進捗状況を把握し、評価を行いながら、全庁的な取り組みにより円滑な推進を図ります。

### （PDCAサイクルのイメージ）



Plan	計画	計画を策定し、その中で目標を設定した上で、目標達成に向けた活動内容を定めます。
Do	実施	計画に基づき活動します。
Check	評価	活動を実施した結果、目標が達成されたか、達成されない場合にはどこが問題かを評価します。
Act	見直し	評価の内容に基づき、計画の目標、活動内容などの見直しを行います。





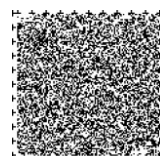
「ひまわり園」  
通所者のみなさんの作品

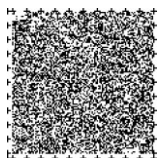


## 資 料 編



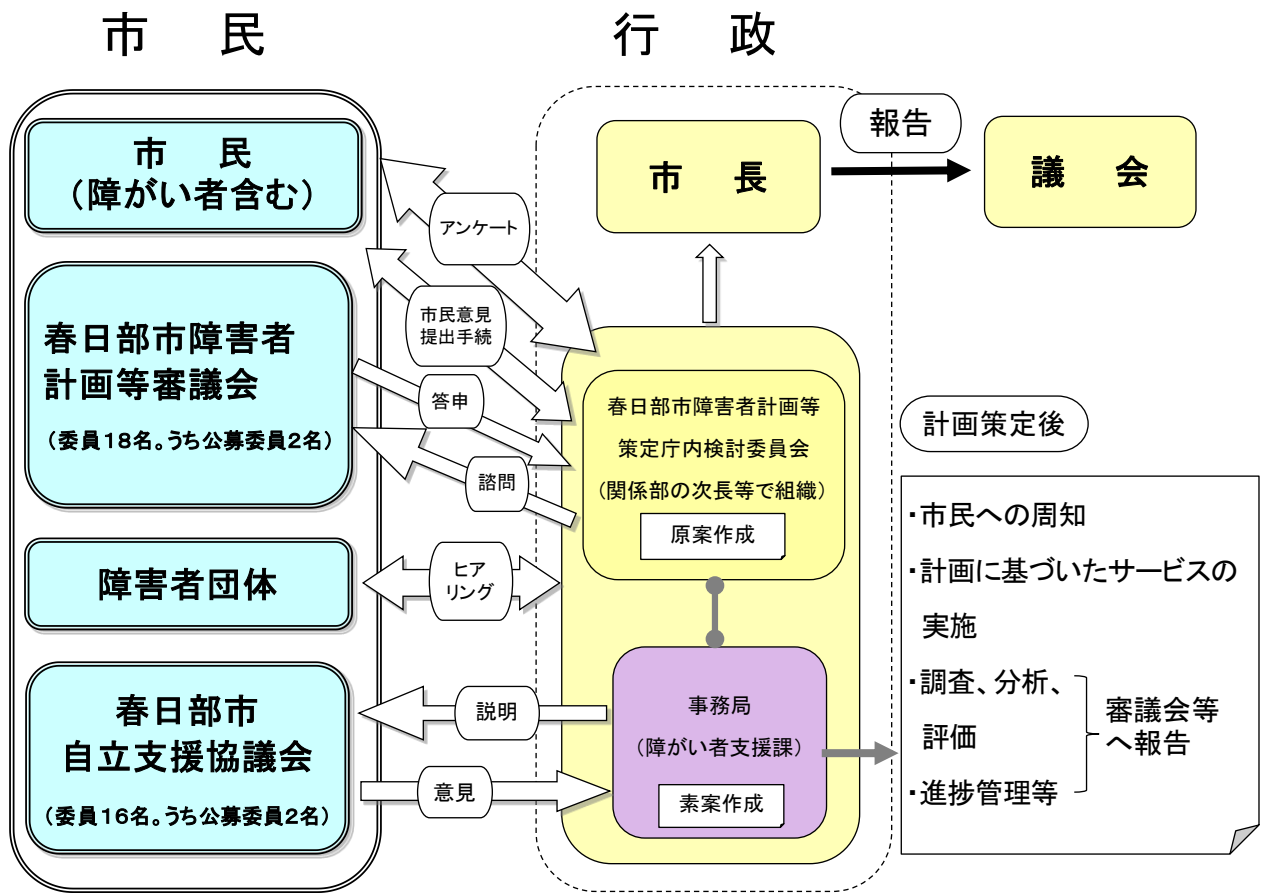
「リサイクルショップ」  
通所者のみなさんの作品





# 1. 策定体制

第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画 策定体制



## 市民意見の聴取

### ① アンケートの実施(市民)

実施時期：令和2年1月～2月  
(無作為抽出4,000名)

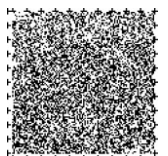
【内訳】 身体障がい者(児) 1,908名  
知的障がい者(児) 671名  
精神障がい者(児) 590名  
難病患者 31名  
一般 800名

### ② ヒアリング(障害者団体)

実施時期：令和2年7月

### ③ 市民意見提出手続

(パブリックコメント)  
実施時期：令和2年12月～  
令和3年1月



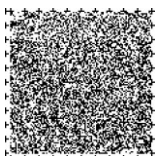
## 2. 策定の経緯

### ■令和元年度

1月27日～ 2月14日	第4期春日部市障害者計画策定に係るアンケート調査実施 ・送付数：4,000人、回収数：1,884人
-----------------	--

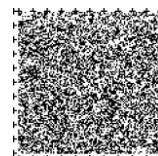
### ■令和2年度

4月1日～ 4月30日	春日部市障害者計画等審議会委員公募
6月22日	第1回 庁内検討委員会 ・第4期春日部市障害者計画等の概要について
7月8日	第1回 春日部市障害者計画等審議会 ・会長及び副会長の選出について ・第4期春日部市障害者計画等の概要について ・事業者ヒアリングの実施について ・計画策定に係るアンケート調査の結果について
7月10日～ 7月17日	団体ヒアリング実施
7月16日	春日部市自立支援協議会 ・第4期春日部市障害者計画等の策定について
9月17日	第2回 庁内検討委員会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（素案）について
9月24日	春日部市自立支援協議会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（素案）について
9月29日	第2回 春日部市障害者計画等審議会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案）について（諮問）
10月30日	第3回 庁内検討委員会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案）について
11月12日	春日部市自立支援協議会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案）について
11月13日	第3回 春日部市障害者計画等審議会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案）について
12月1日～ 1月4日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
1月26日	第4回 庁内検討委員会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案）について





2月2日	春日部市自立支援協議会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案） について
2月5日	第4回 春日部市障害者計画等審議会 ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画（案） について ・第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の答申 （案）について
2月12日	第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の答申



### 3. 春日部市障害者計画等審議会

#### ■春日部市障害者計画等審議会条例（令和2年3月19日条例第1号）

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市の障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市の障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市の障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定し、及び障害者計画等の推進を図るため、春日部市障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者計画等の策定及び変更に関する事項
- (2) 障害者計画等の推進に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 公募に応じた市民

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

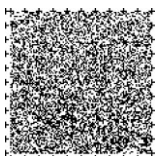
第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、



意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

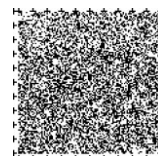
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1(第1条関係)				別表第1(第1条関係)			
職名		報酬		職名		報酬	
中心市街地まちづくり審議会委員		日額	5,200円	中心市街地まちづくり審議会委員		日額	5,200円
障害者計画等審議会委員		日額	5,200円				

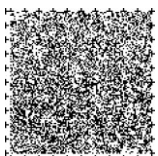


■春日部市障害者計画等審議会委員名簿

敬称略

No.	氏名	選出団体名等	備考
1	河村 ちひろ	埼玉県立大学	会長
2	植竹 真弓	埼玉県春日部保健所	
3	大熊 始	春日部市民生委員・児童委員協議会	
4	大宮 行雄	一般社団法人春日部市身体障害者福祉会	副会長
5	小山 弘之	春日部市腎臓病患者友の会	
6	川上 紀子	埼玉県立宮代特別支援学校	
7	佐藤 正幸	春日部市聴力障害者協会	
8	田村 彰之助	一般社団法人埼玉県難病団体協議会	
9	中村 靖史	一般社団法人春日部市医師会	令和2.7.1～7.31
	遠藤 賢		令和2.8.1～
10	羽鳥 一子	春日部市手をつなぐ親の会	
11	日高 一馬	埼玉県立春日部特別支援学校	
12	松村 真理子	春日部市精神保健福祉施設連絡会	
13	篠江 正則	医療法人社団双里会 障害者生活支援センター たけさと	
14	鈴木 敏仁	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	
15	村田 玲子	社会福祉法人つぐみ共生会	
16	矢口 幸一	社会福祉法人ともに福祉会	
17	海野 洋子	公募	
18	吉田 久美子	公募	

※任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日



■第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の策定について（諮問）

春障発第1747号

令和2年9月29日

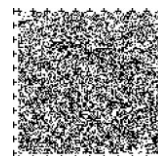
春日部市障害者計画等審議会

会長 河村 ちひろ 様

春日部市長 石川 良三

第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の策定について（諮問）

春日部市障害者計画等審議会条例（令和2年条例第1号）第2条第1号の規定に基づき、第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。



■第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の策定について（答申）

春 障 審 発 第 4 号

令和3年2月12日

春日部市長 石川 良三 様

春日部市障害者計画等審議会

会長 河村 ちひろ

第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の策定について（答申）

令和2年9月29日付け春障発第1747号で諮問のあった第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、おおむねその内容を妥当と判断し、ここにその旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

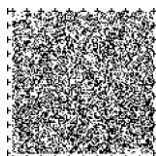
意 見

本審議会は、春日部市が提示した案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

今回諮問された第4期春日部市障害者計画は、本市の今後6年間にわたる障がい者のための施策に関する基本計画であり、第6期春日部市障害福祉計画は、今後3年間の障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策などを示す計画であります。

これらの計画は、国、県の計画を踏まえ市が策定するものですが、その推進に当たっては、第1期障害者計画から継承される「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして」という地域社会における共生の推進を掲げた基本理念のもと、行政が中心となり、関係団体等と相互に連携・協力し、障がい者の実情に応じた、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に遂行してください。

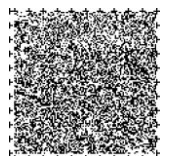
なお、第4期春日部市障害者計画・第6期春日部市障害福祉計画の推進に当たっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。



- (1) 審議過程において出された意見等について、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれない。
- (2) 情報保障の観点から、各種障害福祉サービスの情報発信に当たっては、市民の視点に立ったわかりやすいものとなるよう努められない。
- (3) 計画策定後の進行管理について、P D C Aサイクルの考えのもと適正に行うよう努められない。
- (4) 時代に即した計画となるよう、計画策定後も制度改正や社会情勢を踏まえ必要な見直しや検討を進められない。



答申を石川市長に手渡す河村会長、大宮副会長



## 4. 春日部市自立支援協議会

### ■春日部市自立支援協議会要綱（平成30年12月13日制定）

（設置）

第1条 障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場を設けるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次条第4号において「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき春日部市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 法第88条に規定する市の障害福祉計画に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族
- (3) 障害者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (4) その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

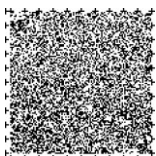
（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（委員の報酬）

第7条 委員の報酬は、無償とする。





(運営委員会)

第8条 協議会の運営に係る調整を行うため、協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員（以下「委員会委員」という。）は、委員のうちから会長が指名する。

(運営委員会の組織)

第9条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員会委員若干人をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員長は、委員会委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第11条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(部会)

第12条 協議会の所掌事項に関し、協議会が指示する調査及び研究を行うため、協議会に部会を置くことができる。

(意見聴取等)

第13条 協議会、運営委員会及び部会は、審議のため必要があると認めるときは、委員、委員会委員又は部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 協議会、運営委員会及び部会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会、運営委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

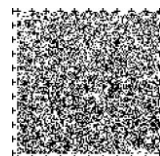
1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(春日部市自立支援協議会要綱の廃止)

2 春日部市自立支援協議会要綱（平成26年11月19日制定）は、廃止する。

(任期の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年1月1日から平成33年3月31日までとする。

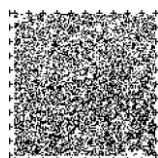


■春日部市自立支援協議会委員名簿

敬称略

No.	氏名	所属機関等	備考
1	小泉 晋一	共栄大学	
2	大熊 始	春日部市民生委員・児童委員協議会	令和元年12月1日委嘱
3	石塚 昌子	春日部特別支援学校PTA 春日部地区	
4	岡崎 和枝	宮代特別支援学校PTA 春日部地区推進部	令和2年4月1日委嘱
5	小山 弘之	春日部市腎臓病患者友の会	
6	小池 広	一般社団法人春日部市身体障害者福祉会	
7	清水 明	春日部市精神保健福祉施設連絡会	会長
8	多賀 久仁子	春日部市聴力障害者協会	
9	羽鳥 一子	春日部市手をつなぐ親の会	
10	内海 歩	医療法人社団双里会 障害者生活支援センター たけさと	
11	植竹 真弓	埼玉県春日部保健所	
12	矢口 幸一	社会福祉法人ともに福祉会	
13	山口 一郎	社会福祉法人春日部市社会福祉協議会	副会長
14	吉原 満	社会福祉法人つぐみ共生会	
15	井上 謹郎	公募	
16	畠 秀和	公募	

※任期：平成31年1月1日～令和3年3月31日



## 5. 春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会

### ■春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会要綱（令和2年4月30日制定）

（設置）

第1条 本市の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、春日部市障害者計画等策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 障害者計画等の策定に関すること。

(2) その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、福祉部次長をもって充てる。

3 副委員長は、総合政策部次長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

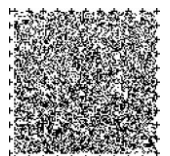
附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

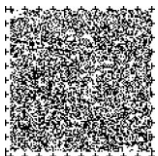
（春日部市障害者計画策定庁内検討委員会要綱の廃止）

2 春日部市障害者計画策定庁内検討委員会要綱（平成25年9月9日制定）は、廃止する。



別表（第3条関係）

市長公室次長	総務部次長	市民生活部次長	こども未来部次長	健康保険部次長
環境経済部次長	建設部次長	都市整備部次長	消防本部次長	事務部次長
学校教育部次長	学校教育部学務指導担当次長	社会教育部次長	財政課長	人事課長
庄和総合支所福祉・健康保険担当課長				



## 6. 用語の解説

### あ行

#### アスペルガー症候群

発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害および行動と興味の範囲が限局的で行動の変更が柔軟にできないなどの特徴があります。

#### あんしん賃貸住宅等登録制度

高齢者世帯、障がい者世帯など、これまでは賃貸住宅への入居の制限を受けやすかった方々の賃貸住宅への入居を支援するため、サポート店（仲介事業者）、支援団体（NPO、社会福祉法人等）と連携して、こうした世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）やサポート店、居住に関する各種サポートを行う支援団体を登録する埼玉県の制度です。

#### 育成医療

身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、あるいは生活能力を得るために必要な医療です。平成18年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられています。

#### 一次避難所

災害により、住居等に深刻な被害が発生した、または発生する危険性がある場合などに、一時的な生活場所として、災害の危険性が無くなるまでの間、被災者が滞在する場所です。

#### 医療的ケア児

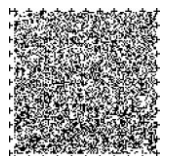
新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子どものことです。

#### SDGs未来都市

SDGs達成へ向けた地方自治体による優れた取り組みを提案した都市を国が選定しています。春日部市は、令和2年度に選ばれた33都市のうちの1つです。

#### NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、特定非営利活動法人（NPO法人）と言います。



## オレンジカフェ

認知症の人やその家族、地域の人や専門職など誰もが参加できる集いの場として、オレンジカフェ（認知症カフェ）を開設し、認知症の人を介護している家族の負担の軽減を図ります。

## か行

### 学習障害（LD）

読み書き能力や計算力などの算数機能に関する、特異的な発達障害のひとつです。的確な診断・検査が必要で、一人ひとりの認知の特性に応じた対応法が求められています。

### 春日部市SDGs推進方針

春日部市におけるSDGsの推進方針を定めたものです。市の主な役割として、総合振興計画で定めた「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現のため、①理念・意義・必要性を明示する「地域の先導役」、②市自らによる「率先した実践行動」、③企業、大学、市民団体などの「ステークホルダーの発掘」の3項目を位置づけています。

### 春日部市子ども・子育て支援事業計画

平成24年に閣議決定された子ども・子育て新システム関連3法に基づくもので、今後の春日部市の少子化対策、子育て支援に関する施策を積極的に推進するための計画です。第2期計画は令和2年度から6年度までの5年間を計画期間としています。

### 春日部市障害者計画

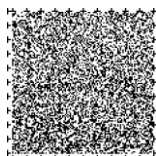
障害者基本法に基づき策定する計画で、本市における障がい者のための施策に関する基本計画として、障がい者の実情に応じた、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への参加など、福祉施策の総合的な推進に資することを目的としています。

### 春日部市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき策定する計画で、本市における障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定めることを目的としています。

### 基幹相談支援センター

相談支援体制の強化を目的として、平成24年4月から障害者総合支援法に基づき設置されることとなった施設です。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的としています。



## 暮らし体験事業

18歳以上の障がいのある人が、一定期間グループホームや生活ホームでの暮らしを体験する場を提供する事業です。

## 高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のことです。

## 更生医療

身体障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる、更生のために必要な医療です。平成18年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられています。

## 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、高機能自閉症を総称した障害名です。

## 子育て支援センター

地域の子育て家庭を対象に、育児不安などについての相談・指導や情報提供を行うなど、多様な形態での育児支援を行う施設です。

## ことばの教室

さまざまなことばの問題を改善することにより、コミュニケーション能力を高め、日常生活や学習に主体的に取り組めるよう支援する事業です。

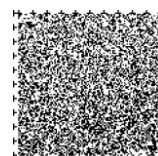
## さ行

### 災害時要援護者

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、自力で避難することが困難で、避難支援などの特別な配慮を要する高齢者や障がいのある人のことです。

### 災害時要援護者名簿

災害時要援護者の名前や本人の状況等が掲載された名簿のことです。災害が発生、または発生する恐れがある場合に、自治会・自主防災組織・民生委員・消防団・社会福祉協議会等が、避難支援や安否確認等を行う際に活用します。



## 埼玉県障害者支援計画

障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき埼玉県が策定する計画で、県内における障がいのある人や障がいのある子どものための施策推進の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図ることを目的としています。

## 支援費制度

障がいのある人自らが、サービスを提供する指定事業者や施設を選び、直接契約を結んでサービスを利用する仕組みで、平成 15 年度から導入され、平成 18 年度に廃止された制度です。それ以前は措置制度であったため、利用者がサービス提供事業者を選ぶことはできませんでした。

## 指定難病医療給付

指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額となるため、患者の医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に指定難病に係る医療費の一部を助成する制度です。本市の場合は、埼玉県が窓口になります。

## 自閉症

対人関係が苦手で、強いこだわりをもつ発達障害の一種です。

## 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体です。名称を省略して「社協」とすることもあります。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

## 重度心身障害者医療費助成事業

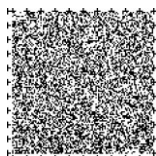
健康保険に加入している、身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級、療育手帳<sup>Ⓐ</sup>・A・B および精神障害者保健福祉手帳 1 級の人などに対して、保険診療における最終的な自己負担金を助成する事業です。

## 重度心身障害者居宅改善整備費補助事業

下肢または体幹機能障害で、その程度が 1・2 級の身体障害者手帳の交付を受けている人に対して日常生活における利便を図るために、居宅の屋内および屋外を障害に應じ使いやすく改造する場合に補助する事業です。

## 重度訪問介護

重度の肢体不自由があり、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除の家事、生活等に関する相談や助言などを総合的に行うサービスです。





## 手話通訳者派遣事業

障害者総合支援法に基づき、聴覚障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するために「手話通訳者」または要約筆記者である「意思疎通支援者」の派遣を行う事業です。

## ショートステイ

居宅で介護を行っている保護者やその家族が病気等（出産、事故、または私的理由など）により、一時的に障がい者（児）を介護できなくなった場合などに、障がい者施設等に短期間入所することです。

## 障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や支給量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。区分 1 から区分 6 までの 6 段階の区分で示されます。

## 障がい者活躍推進計画

障害者雇用促進法の規定に基づき、国および地方公共団体が、障がい者である職員の能力を有効に発揮し、職業生活において活躍することを推進するために作成することが義務付けられた計画です。

## 障害者基本計画（第 4 次計画）

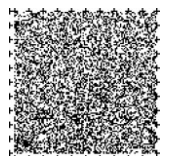
国の障がい者施策の基本方針を定めたもので、平成 30 年に定められました。

## 障害者基本法

すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念をもとに、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めた法律です。

## 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がいのある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立および社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であることから、虐待の禁止、予防および早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。



## 障がい者ケアマネジメント

主体的に生活することを望む障がいのある人に、単に福祉サービスを提供するだけでなく、本人の潜在能力を引き出す観点から、本人とケアマネジャー（相談支援専門員）が十分に話し合い、サービス等利用計画を作成して、総合的なサービスを提供する方法です。

## 障害者権利条約

障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約です。日本は平成 26 年に批准しました。

## 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がいのある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がいのある人を雇用するように義務づけるなど、障がいのある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けています。

## 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

## 障害者就労支援センター

障がい者の就労機会の拡大を図るため市町村が設置して、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援などの業務を行う拠点です。また、障がいのある人の雇用に関する事業所からの相談にも対応しています。

## 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

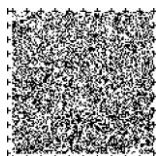
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、平成 25 年 4 月 1 日に施行された法律です。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされました。

## 障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がいのある人等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）からの相談に応じる事業です。

## 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術基本法および障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人による文化芸術活動を推進することで、障がいのある人の社会参加を図ることを目的とする法律です。



## 障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

障がい者就労施設、在宅就業障がい者および在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の自立の促進に資することを目的とした法律です。

## 小児慢性特定疾病医療給付

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、当事者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする制度です。

## 人権侵害

特定の者の人権を違法に侵害する行為をいい、人権侵害があった場合は人権擁護委員法に基づき、人権擁護委員は救済を行います。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。手帳の等級には1級から6級までがあります。

## 遂行機能障害

自分で計画をたててものごとを実行することができない、約束の時間に間に合わせるができないなどの症状を有する障害です。

## 精神障害者保健福祉手帳

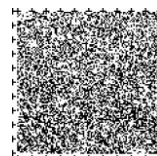
一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき本人の申請により交付されます。手帳の等級は障害の程度により1級から3級までがあり、手帳の有効期間は2年間です。

## 精神保健相談

市民のこころの健康づくりを推進するため、精神保健福祉士や臨床心理士、保健師により健康相談を実施する事業です。

## 精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がいのある人の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーのことです。



## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い財産や権利を保護支援するための制度です。

## 全身性障害者介護人派遣事業

独立自活を目指す在宅の重度（脳性まひによる障害の程度が1級の人など）の全身性障がいがある人に対して、介護人を派遣し生活圏の拡大および社会参加などの外出援助などを支援する制度です。

## 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付

指定疾患に係る医療費等の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、指定疾患に関する医療の確立、普及を促進するとともに、当事者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする制度です。

## 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしています。

## た行

### 地域活動支援センター

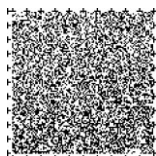
地域の実情に応じ、創作的活動や心身機能の維持向上を目指し、送迎、入浴、創作活動、レクリエーション等の通所によるサービスを提供する施設です。

### 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援など重層的支援体制整備等の新たな事業を創設することを目的としています。

### 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをできる限り続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。



## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、市町村において包括的な支援体制づくりに努めるよう位置づけを行いました。

## 注意欠陥多動性障害（ADHD）

「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴する発達障害です。特徴は、通常 7 歳以前に現われ、多動や不注意といった様子が目立ちますが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

## デイジー図書

デイジー（DAISY）とは、デジタル録音図書の国際標準規格です。音声読み上げ機能などがあるデイジー図書と、音声と一緒に文字や画像が表示され、色や大きさなどを変更できるマルチメディアデイジー図書があります。

## 特定生活関連施設

高齢者、障がい者等をはじめ不特定多数の人が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路などの生活関連施設のうち、特に整備を促進することが必要な施設として届出が必要なものを特定生活関連施設といいます。

## 特別支援学級

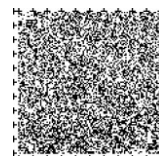
障害があることにより、通常の学級における教育では十分に指導の効果をあげること困難がある児童生徒のために編成された学級で、一人ひとりの児童生徒の実態に応じて、具体的な目標や指導の内容を設定し、きめ細かな指導を行います。

## 特別支援学級助手

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などにより、生活や学習上の困難を有する児童・生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行う人のことです。

## 特別支援学校

視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、肢体不自由のある人などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行う教育機関です。



## 特別支援教育

特別支援学校、小学校・中学校における特別支援学級、あるいは通常学級における通級による指導など、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う教育事業のことです。

## な行

### 内部障害

心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、肝臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有している障害です。

### 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。なお、障害者総合支援法では、平成 25 年 4 月 1 日から難病等も障がい者の定義に加えられています。

### 難病医療法（難病の患者に対する医療等に関する法律）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査および研究の推進等を定めた法律です。

### 二次避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活が厳しい人に対して、設備面等で十分な配慮がされた避難所のことです。

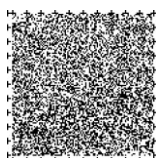
## は行

### ハートプラスマーク

外見からはわかりにくい、身体内部（心臓など）の障害や疾患があることを示すマークです。

### 8050問題

主に 50 歳代前後のひきこもり状態となった子どもを 80 歳代前後の保護者が養っている状態を指し、当事者の経済難からくる生活の困窮や社会的孤立といった問題が生じることが指摘されています。



## 発達障害

発達障害者支援法の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、生まれつき脳の一部の機能に障害があるものの総称です。

## 発達障害者支援法

発達障害を早期に発見し、発達障がいのある人の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。

## バリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律（ハートビル法）と高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）を統合・拡充した法律です。目的として、障がいのある人などの利便性や安全性の向上を図ることを目指しています。

## 春バス

市民の交流を促進するとともに、主要公共施設等への交通手段の確保および中心市街地へのアクセスを向上させることを目的とした、春日部市のコミュニティバスです。

## ピアサポート

仲間（ピア）による支援（サポート）のことです。同じような境遇にある人が集まって会合等を行うなど、相互に支え合い課題解決する活動のことです。

## 普通学級支援助手

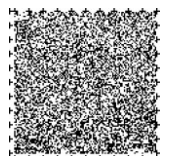
市独自の制度で、通常学級に通学する児童、生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行う人のことです。

## ふれあい大学

高齢者に学習機会を提供し、心身の健康を培い、あわせて社会参加による生きがいを高めるため、多くの人との交流等を通じて自主性や社会性を養うための事業です。主に高齢者の生活、健康・介護予防、ボランティア活動などについて学習します。

## ふれあい広場

福祉のこころ豊かな市民運動の一環として市民一人ひとりの心のふれあいを通し、住みよいまちを築くとともに、福祉に対する理解を深め、市民交流の輪を広げ、思いや



りある心を育てることを目的に開催するイベントです。

### ペアレントトレーニング

知的障がいのある子どもや自閉症などの子どもをもつ保護者などを対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者などの関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの1つです。

### ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

### ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。自らも発達障がいのある子どもを育てた保護者が、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作りや情報提供等を行います。

### 法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、全従業員数における障がいのある人の雇用の割合です。令和3年3月1日からは、民間企業では2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%と定められています。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障がい者雇用納付金の納付を義務づけているとともに、達成している事業主に対しては、障がい者雇用調整金や報奨金が支給されます。

## や行

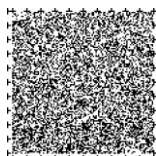
### 要約筆記

会議や講演会などの場面で、話の内容を要約して筆記することです。手で書く方法とパソコンを使用してキーボードで入力する方法があり、いずれの手法についても記載した画面を大きく映し出すことで、耳の不自由な人に対して情報を提供します。

## ら行

### リソースブック

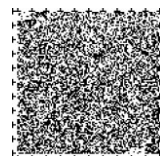
情報を必要としている人に対して、必要な情報をまとめた冊子あるいは電子上で情報が集積されたものです。

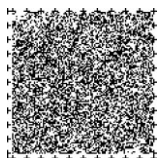




## 療育手帳

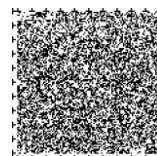
児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判定された人に対して交付されるものです。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なります。埼玉県の基準では重度の側から㊤、A、B、Cの等級が定められています。





第4期春日部市障害者計画  
第6期春日部市障害福祉計画

発行年月 令和3年3月  
発行 春日部市福祉部障がい者支援課  
住所 〒344-8577  
埼玉県春日部市中央六丁目2番地  
電話 048-736-1111（代表）  
F A X 048-733-0220  
U R L <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>





春日部市



すまいるシティ  
SDGs未来都市 春日部

## 春日部市民憲章

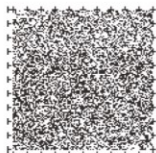
わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ  
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育ててきた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ  
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して  
ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして  
このまちで  
ともに生きましょう

(令和3年1月1日制定)



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。